令和８年度　埋蔵文化財発掘補助員募集要項

１　雇用期間　　令和８年１１月２日（月）から令和９年３月１８日（木）まで

２　契約更新の有無

更新する場合がある。更新の契約は次により判断する。

・契約期間満了時の業務量　・従事している業務の進捗状況

・勤務成績　・通勤の状況　・事業団の経営状況

ただし、事業団との契約が通算５年度を超える場合は更新しない。

３　職　　種　　発掘補助員

４　業務内容　　埋蔵文化財の発掘調査における補助業務

５　勤務場所　　行田市酒巻地区　宅地遺跡（Ａ区／Ｃ区）

※変更の範囲　事業団の定める発掘現場

６　就業日・時間

・補助員（勤務形態Ａ）　午前９時から午後５時まで

（休憩時間１２：００から１３：００まで）

月曜日から金曜日までの週５日（休日を除く）

８割以上、出勤すること。

令和９年３月末の年齢が６５歳までとする。

時間外勤務は命じない。

・補助員（勤務形態Ｂ）　午前９時から午後２時４５分まで

（休憩時間１２：００から１３：００まで）

月曜日から金曜日までの週４日（週１９時間）

ひと月１２日以上、出勤すること。

令和９年３月末の年齢が７１歳までとする。

時間外勤務は命じない。

７　休　　日　　毎週土曜・日曜・国民の祝日・年末年始

その他天候又は監督者不在等の事情で作業ができない日

８　有給休暇　　労働基準法に則り付与する。継続勤務が６か月に達するまでは、ひと月ごとに、１日ずつ有休を付与する。

ただし、勤務形態Ｂでは、ひと月で１２日以上の出勤実績がない場合には付与しない。

９	賃 金 等	基準賃金　補助員（勤務形態Ａ）　日額９，９１２円 補助員（勤務形態Ｂ）　日額６，７２６円 遅刻早退等は時間数に応じ、時間割額を減額する。 （欠勤１時間につき、１，４１６円を減額する。） 基準賃金のほか、事業団の定めによる通勤手当（上限あり）を支給する。 賞与、昇格、昇給、退職金はなし。
10	賃金締切日	毎月末日
11	賃金支払日	毎締切日の翌月の１４日 （支払日が土・日曜日、国民の祝日等の場合は、その前日）
12	労働保険	労災保険全員加入 雇用保険は、勤務形態Ａのみ加入。勤務形態Ｂは加入しない。
13	社会保険	勤務形態Ａのみ加入。勤務形態Ｂは加入しない。
14	そ の 他	公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団臨時職員就業規則による。